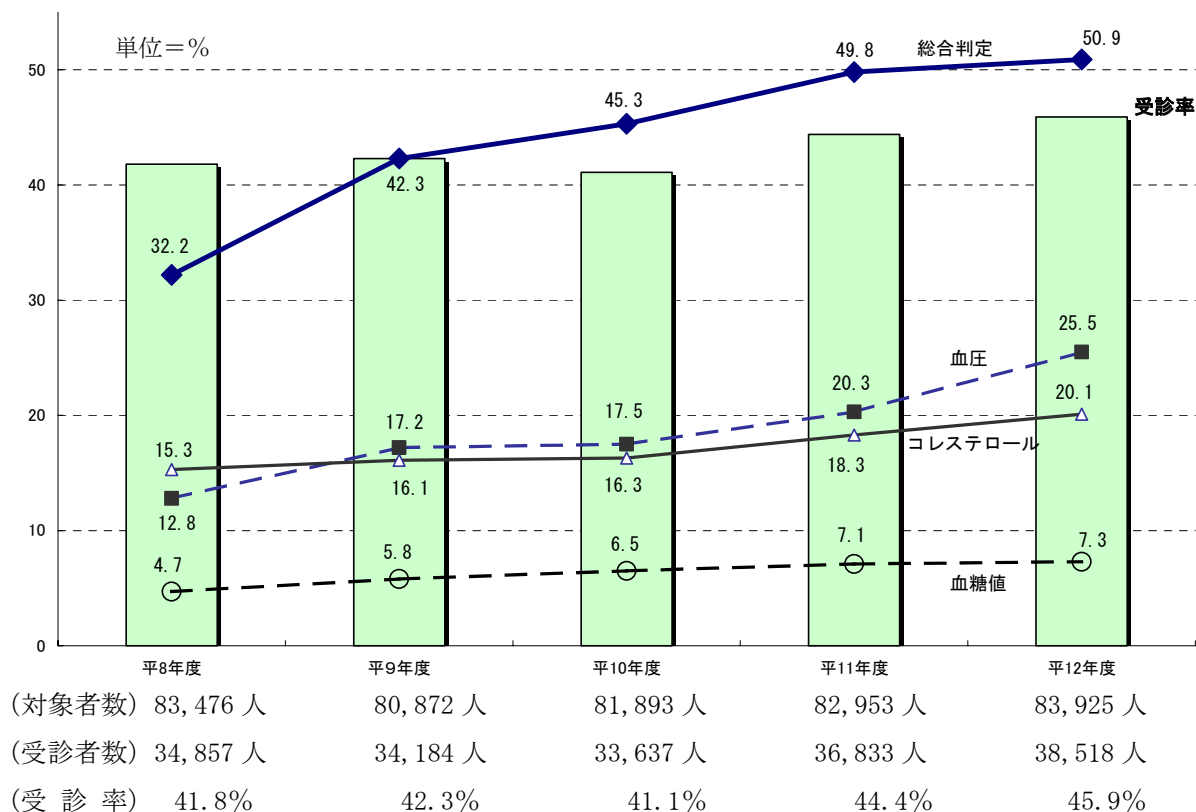


⑥基本健康診査 7 の状況

＜基本健康診査で要医療に該当する人の推移（基本健康診査の結果、「総合判定」「血压値」「コレステロール値」「血糖値」の項目において要医療⁸と判定された人の推移）＞



(出典：基本健康診査結果)

- ・基本健康診査の受診率は、年々上昇傾向にあります。
- ・基本健康診査の総合判定で要医療に該当する人の割合は、平成8年度から平成12年度にかけて、約19ポイント高くなっています。特に、「血压」で要医療に該当する人の割合が、同様の比較で約2倍の増加となっています。「コレステロール」「血糖値」についても同様に上昇傾向にあります。

⇒死亡に至らないまでも、治療や経過観察が必要な人が年々増加する傾向にあります。健診を定期的を受け、要医療と判断された時には、専門家の指導に従って必要な健康管理を行い、生活習慣病の発症につながらないようにすることが求められています。

《用語の説明》

7. **基本健康診査** 老人保健法に基づき、心臓病、脳卒中、肝臓病等の早期発見のために、40歳以上の市民を対象に血压、心電図、血液検査等を実施しています。

8. **要医療** 健康診査において、医療機関で治療や精密検査を受ける必要があると判断することをいいます。

* 具体的には、基本健康診査の判定基準に基づき、総コレステロール 240mg/dl 以上、50歳以上の女性は 260mg/dl 以上、血压は最大血压値 180mmHg 以上、最小血压値 100mmHg 以上のいずれか一方または両方に該当する場合、血糖値は空腹時血糖が 140mg 以上の場合をいいます。

* 上記の基準は、平成14年度からのものです。平成13年度までは、血压は「最大血压値 180mmHg 以上、最小血压値 100mmHg 以上のいずれかまたは両方に該当する場合」、血糖値は「空腹時血糖が 140mg 以上の場合」という基準で要医療者が判定されています。